

(2) 世帯の就労状況、世帯収入等

「平成23年度群馬県母子世帯等実態調査」によると、ひとり親家庭の親の有業率は母子世帯91.2%、父子世帯90.6%と高い割合を示していますが、そのうち、常用雇用の割合は、母子世帯48.7%、父子世帯63.5%に留まっています。

また、「平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、母子世帯の平均総所得は243.4万円であり、児童のいる世帯673.2万円の約3分の1となっています。

[表 世帯類型別平均総所得]

世帯の種類	全世帯	児童のいる世帯	母子世帯
一世帯あたりの平均総所得	537.2万円	673.2万円	243.4万円

(厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査」)

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担っていますが、仕事と子育ての両立が難しく、不安定な雇用形態を選ばざるを得ないという状況にある家庭も少なくありません。

また、「平成23年度全国母子世帯等実態調査（厚生労働省）」によると、ひとり親家庭の親の約13.8%は、最終学歴が中学校卒となっています。より良い条件で就職や転職を行うには、高等学校を卒業した者と同等程度の就労条件が必要と考えられています。

就業率を上げるだけでは、ひとり親家庭の貧困の根本的な解決にはなりません。雇用体系や性別による賃金格差、子育て環境等を改善する総合的支援策が必要です。

その上で当面は、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向け、それぞれの家庭が抱える困難な状況に対応した相談支援体制等の強化が急務となっています。

(3) 進学率等

子どもが自分の将来に希望を持ち、進路を積極的に選択しているかどうか、世帯の状況により差が出ていることが考えられます。

「平成23年度全国母子世帯等調査（厚生労働省）」によると、平成22年度のひとり親家庭の子どもの高等学校進学率は93.9%、大学等進学率は23.9%であり、文部科学省による「平成22年度学校基本調査」での全世帯を対象とした進学率と比較すると低い状況となっています。特に、大学等進学率では大きな差が現れています。

[表 進学率等（全国の場合）]

	高等学校進学率	大学等進学率※1
ひとり親家庭※2	93.9%	23.9%
全世帯※3	98.0%	54.3%

※1 大学等とは、大学及び短期大学

※2 平成23年度全国母子世帯等調査（特別集計）

※3 学校基本調査（年次推移）平成22年の数値

また、生活保護世帯へのアンケートでは、中途退学者の約8割がひとり親家庭であるなど、ひとり親家庭の子どもの高等学校中途退学率が高い傾向が見られます。※

ひとり親家庭の子どもたちが、置かれている環境に左右されず、心身ともに健やかに成長し、自分の目指す将来をはじめからあきらめることのないよう支援をする必要があります。

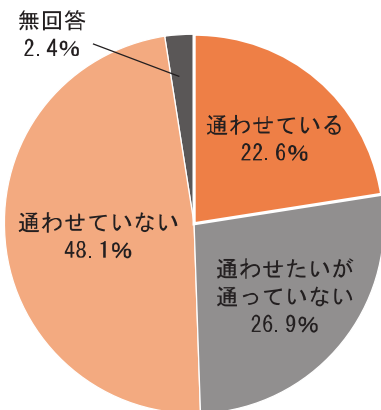
※P.22「(2) 高等学校中途退学率」参照

(4) 通塾の状況

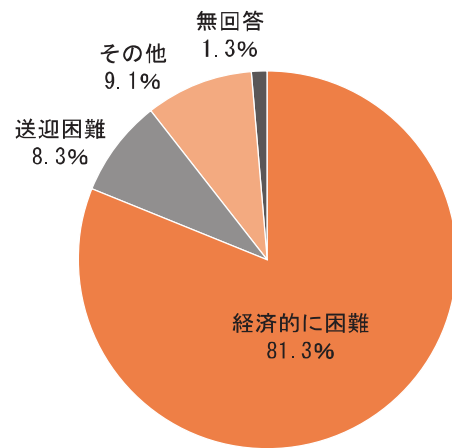
平成26年度に県が実施した「群馬県ひとり親家庭ニーズ把握活動事業調査」によると、子どもを塾に通わせたいが通っていない割合が26.9%であり、通塾できない理由については、「経済的に困難」が81.3%を占めました。

[図 児童扶養手当受給者の子どもの通塾の状況 (平成26年8月)]

(通塾の状況)



(通わせたいが通っていない理由)



(県児童福祉課「平成26年度群馬県ひとり親家庭ニーズ把握活動事業調査」)

平成24年度に文部科学省で実施された「子供の学習費調査」によると、学習塾費に支出した年間平均額は中学校及び高等学校（公立）で24万円と、母子世帯の平均総所得243.4万円においては決して小さくない負担額となっています。

ひとり親家庭の子どもへの支援については、意欲のある子どもたちが、家庭の状況に左右されず、十分な学習の機会が与えられ、学習や進学についての意欲を維持できるよう、また、学習支援等の機会を通じて、子どもたちが社会とのつながりを持ち、心の支えとなる大人との関わりが持てるような支援が求められています。

○社会的養護を受けている子どもの状況

(1) 社会的養護の動向

「1 子どもを取り巻く社会の状況 (1) 少子化の状況」のとおり、本県においては0～18歳未満の人口減少が続いており、少子化が進んでいます。

しかし、本県の児童相談所で受け付けた養護相談（虐待、保護者の不在ほか、家庭での養育困難な子どもに関する相談）件数は平成16年から平成26年にかけて1.7倍、児童虐待相談件数は2.2倍となっています。

乳児院、児童養護施設の入所児童数は400人程度で横ばいの状況で、社会的養護の必要性は依然として高い状況にあります。

また、社会的養護においては、里親やファミリーホームへの委託を優先し、施設養護においても、なるべく家庭に近い環境で子どもを養育する必要があります。

[表 児童相談所の養護相談件数及び乳児院、児童養護施設の在籍児童数]

	児童相談所の養護相談件数 (件)		うち児童虐待相談件数(件)		乳児院、児童養護施設の在籍児童数 (人)	
	平成16年度	平成26年度	平成16年度	平成26年度	平成16年度	平成26年度
群馬県	5,985	10,308	433	958	407	382
全 国	351,838	420,128	33,408	88,931	32,770	31,205

(県児童福祉課調べ)

(2) 学習支援体制

社会的養護を受けている中学生に対しては、児童保護措置費により学習塾に通塾するための費用を支給できることとなっており、平成27年度からは、高校生が通塾するための費用も支給対象となりました。

また、発達障害がある等、対人関係の構築が困難で集団学習になじめない個別の学習支援（家庭教師等）が必要な児童への学習支援に要する費用についても、平成27年度から支給できることとなりました。

その他、社会的養護を受けている子どもが小中学校、高等学校等に進学した場合は、入学に際して必要な学用品費等の購入のための費用も支給しています。